



教えて区役所

第35回 市税の各種証明

固定資産評価証明	車検用納税証明	課税証明	納税証明	市・道民税証明(所得証明)
土地・家屋などの指定した年度の固定資産の地積・床面積・価格・固定資産税及び都市計画税の課税標準額などを証明します。	軽自動車の継続検査時に必要な証明です。	市・道民税や固定資産税などの指定した年度の税目の課税額を証明します。	市・道民税や固定資産税などの指定した年度の税目の課税額とその納付状況を証明します。	指定した年度の所得金額、所得控除額(扶養人数などを含む)の内容、市・道民税の税額などを証明します。 ◆証明内容によって 1 所得金額のみ 2 所得金額と税額 3 所得金額と控除の内訳の3種類があります。

税に関する証明書にはどんなものがあるの？ 次の五種類があります。

- ①市・道民税証明(所得証明)
- ②納税証明
- ③課税証明
- ④車検用納税証明
- ⑤固定資産評価証明

証明する内容はおおむね左表のとおりになっています。

証明の種類	本人が請求	代理人が請求	法人が請求
	市・道民税証明(所得証明) 納税証明 課税証明 固定資産評価証明	◆窓口に来られた方が本人であることを確認(身分証明書など)	◆委任状が本人であることを確認(身分証明書など) ◆窓口に来られた方が本人であることを確認(身分証明書など)
車検用納税証明	◆窓口に来られた方が本人であることを確認(身分証明書など)	◆委任状が本人であることを確認(身分証明書など) ◆窓口に来られた方が本人であることを確認(身分証明書など)	

証明書はどこで取ることができるの？また、何を持っていくべき？

区役所二階三番窓口で。
また、市役所(中央区北一条西二丁目)二階の税の証明窓口や他の区役所の納税課でも取ることが出来ます。証明書を請求できるのは、ご本人(同居の親族含む)か、または代理人の方です。お持ちいただくものは左表のとおりです。

お問い合わせ先
納税課管理係(区役所二階)
☎(89)2400(内線263~265)



『札幌ふれあいの森』に出かけませんか？

皆 さんは「札幌ふれあいの森」をご存じですか。「札幌ふれあいの森」は白旗山の南側に位置し、昭和六十一年に開設してから、昨年で二十周年を迎えました。毎年多くの市民が訪れて、森林浴や散策、自然観察などを楽しんでいます。

ふ れあいの森には、「散策路」、「ふれあいセンター」、「木工館」、「陶芸窯」、「炭火焼きコーナー」などの施設がありますので、少しご紹介いたします。

手 軽に自然を楽しむことができます。「札幌ふれあいの森」に出かけてみませんか。詳しくは、ふれあいセンター ☎(89)8931 まで。

◆「散策路」は全長五キロメートルの樹林や小川や湿地といった道のりを、四季の草花や鳥のさえずりを楽しみながら、散策することが出来ます。車椅子で利用できる散策路もあり、どなたでも自然を楽しむことができます。

◆「ふれあいセンター」では、森林や林業に関する展示をしており、専任のガイドによる森の案内も行われています。森の仕組みやお薦めポイントまで楽しく教えてくれます。

◆「木工館」では、ウッドクラフトを体験でき、「陶芸窯」では、白旗山の間伐材(カラマツ)を使って、本格的な焼き物を体験できる陶芸教室が行われています。

◆「炭火焼きコーナー」では、炭火バーベキューを楽しむことができます。



ふれあいの森のミズバショウ

清田区では、「白旗山自然探検隊」の参加者を募集しています。詳しくは、「区民のページ」五ページをご覧ください。
詳細 地域振興課まちづくり推進係
☎(89)2400(内線228)

広告欄